

1 機器の条件

- (1) 設置場所が環境に配慮すべき地方公共団体の施設内であることに鑑み、以下の各基準をみたし、環境負荷を低減した自動販売機を設置すること。
 - ア ノンフロン対応の機器であること。
 - イ 夏場（7月1日～9月30日）には午前中に商品をしっかりと冷やしこみ、電力需要ピーク時（午後1時～午後4時）には冷却運転をストップさせる省エネ型（エコ・ベンダー）であること。 ※缶及びペットボトルを販売する自動販売機の場合
 - ウ 真空断熱材が採用されていること。 ※缶、ペットボトル及び紙パックを販売する自動販売機の場合
 - エ 自動センサーで自然点滅すること、またはインバーターによって減光し、消費電力量を少なくできること。 ※缶、ペットボトル及び紙パックを販売する自動販売機の場合
 - オ 局部冷却機能及び学習省エネ機能が搭載されていること。 ※缶及びペットボトルを販売する自動販売機の場合
- (2) 商品購入時に過大な音や音声を発しないこと。
- (3) 千円紙幣が使用できること。
- (4) 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口など、ユニバーサルデザインに配慮した機器とすること。
- (5) 視覚障害者や車いす使用者等の利用に配慮した機器とすること。

※ イ・エは、対応機種が市場に流通していない場合はこの限りでない。

- ア 商品選択ボタンはタッチパネル式でないこと。
- イ 商品取出口は自動で開閉すること。
- ウ 商品取出口は車いすに座ったまま無理なく手が届く位置にあること。
- エ 手すり付きのテーブルがあること。
- オ 機器の商品画面上に、施設で点字ラベルを貼ることを妨げないこと。

2 販売条件

- (1) 冷凍食品（おにぎり、から揚げ、焼きそば、ホットドッグ等）を販売するものとし、酒類及びたばこは販売しないこと。
- (2) 販売する商品は、財産管理者と協議すること。商品入替えの際も同様とする。
- (3) 販売価格は370円以下とすること。

3 安全対策に係る条件

- (1) 自動販売機を設置する際は、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。据え付ける場合は、日本工業規格（JIS）の据付基準又は一般社団法人日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- (2) 衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守するとともに、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受け、遅滞なく当該県有施設の財産管理者にその許可証を明示すること。
- (3) 防犯
偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めるとともに、また、屋内設置であっても日本自動販売機工業会作成の自動機堅牢化基準を遵守し、犯罪防止に努めること。

4 自動販売機の設置及び管理運営

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 商品補充等の作業は、当該施設の執務時間内に行うこと。
- (3) 商品の賞味期限及び消費期限に注意すること。
- (4) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応し、連絡先を自動販売機の見やすい位置に明示すること。
- (5) 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル、周辺の清掃を行うこと。
- (6) 自動販売機設置に伴う事故については、県の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損について、県の責に帰することが明らかな場合を除き、県はその責を負わない。
- (8) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (9) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担すること。
- (10) 設置者は、落札した貸付料とは別途に、光熱水費等を負担すること。この場合、設置者は子メーター（計量法第16条により、検定証印又は基準適合証印が付されているものであって、この有効期限を経過していないもの）を設置すること。
- (11) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、売上代金の回収等の一部を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書を県に提出すること。

5 売上状況等の報告

本件賃貸借に係る自販機の売上状況について、毎年4月30日までに前年度の各月の売上数量及び売上金額を当該県有施設の財産管理者あてに報告すること。

ただし、前記報告以外に随時に、前月までの売上について県が問い合わせた場合には、その都度速やかに回答すること。

6 その他

- (1) 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当該県有施設の財産管理者の確認を受けなければならない。
- (3) 設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。
- (4) この仕様書及び契約書に定める事項の他に協議すべき事項が生じた場合は、その都度設置者と県とで協議の上、定めるものとする。
- (5) 神奈川県ライトセンターは、日本赤十字社が指定管理者として管理運営を行う施設である。